

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鳥取市及び鳥取県八頭郡八頭町

### 2 構造改革特別区域の名称

とっとり・やず果実酒特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

鳥取市及び鳥取県八頭郡八頭町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

鳥取市は鳥取県北東部に位置する県庁所在地で、北は日本海に面し、東は岩美町及び一部兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県と接し、鳥取県東部圏域の中心をなしています。

地勢については、北は日本海に面して千代川河口の東西に砂丘地があり、平野部から南は中国山地に隣接し、日本海から山間部まで多様な地域を擁しています。

一方、八頭町は鳥取県の南東部に位置し、北と西は鳥取市、東は若桜町、南は智頭町に接しています。周辺に存在する1000mを超える山々を源流とする大小河川の合流流域に耕地が開けており、古くから農林業が営まれています。

#### (2) 気候

鳥取市及び八頭町は春から秋にかけては好天の日が多く、冬は曇りや雪、雨の日が多くなっています。海から幾分内陸寄りに都市が開けているため、他の日本海沿岸の都市と比べると積雪量が多い地域となっています。

鳥取市の年間平均気温は14.9度、年間降水量は約1,914mm、八頭町の年間平均気温は13.2度、年間降水量は約1,907mmとなっています。

#### (3) 人口

平成27年12月末現在で鳥取市の人口は191,969人（世帯数78,841）、八頭町の人口は17,911人（世帯数6,038）となっています。鳥取市及び八頭町ともに市町村合併後も人口減少が続いており、UIJターンの促進による移住定住者の増加対策や企業誘致による雇用創出など人口増加施策を積極的に進めています。

#### (4) 産業

鳥取市の就業者総数は87,936人で産業別構成比は、第1次産業5.6%、第2次産業21.7%、第3次産業は72.7%となっています。

八頭町の就業人口総数は9,126人で産業別構成比は、第1次産業17.6%、第2次産業が25.0%、第3次産業が57.4%となっています。

鳥取市及び八頭町ともに、農林漁業を中心とする第 1 次産業人口割合は、全国平均と比べると高くなっています。

鳥取市においては、平地を中心とした水稲作に、全国に誇れるブランド農産物である「福部砂丘らっきょう」やかんしょの栽培、中山間地では二十世紀梨を中心として柿、ぶどう、桃、びわなどの果樹栽培など、適地適作を基本とした多様な農業が営まれています。

八頭町においても、八東川流域の帯状の耕地を活用した梨、柿を中心とした果樹栽培が古くから盛んに行われており、県下でも有数の産地となっています。

平成 27 年度には、鳥取県東部市町全域を活動区域とする「鳥取いなば農業協同組合」が主体となり、鳥取市と八頭町の梨・柿を選果する広域果実選果場が整備され、果実の品質向上と更なる「いなばブランド」の確立に向け、行政区域を越えた広域の取組を進めています。

その他、白ねぎ、アスパラガス、ブロッコリー、ハトムギの生産拡大にも力を入れており、生産体制の強化や品質の安定化を目的とした機械導入や広域出荷調製施設を整備するなど、官民一体となって産地化を推進しています。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当地域の農業は、就業者の高齢化等による担い手不足や農産物の輸入増加による競争力低下といった問題に直面しており、中山間地域を中心として拡大する耕作放棄地に対し、意欲ある担い手への農地の集約や地域が一体となった保全・活用などが求められています。

さらに、農業経営の安定のため、低価格で推移する農産物の高付加価値化、特産品化が求められており、併せて消費者に地元農業、農産物への認識と理解を深める一層の取り組みが必要とされています。

そのような中、鳥取県のオリジナル品種である「新甘泉」「なつひめ」（日本梨）や「輝太郎」（柿）などの新品种を中心に、作付拡大によるブランド化を進めているところです。

多様化する消費者の嗜好に対応するため、適地適作を基本とした高品質なオリジナル新品种の導入の推進を図るとともに、6 次産業化の取り組みによる新商品の開発を行い、農産物の付加価値を高める取り組みを行っています。さらに、海外への輸出も視野に入れた国際認証取得を支援し、農産物や加工品の販路拡大を進めているところです。

この度、鳥取市及び八頭町が合同で構造改革特別区域計画に取り組むことにより、原料となる農産物の地域間流通の拡大と栽培技術や加工品製造技術を通じた農家間の交流、また、新たな加工品を通じた消費者との交流促進も期待され、地域農業の活性化に資するものと考えています。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

現在、地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造について、自社のオリジナル商品として製造委託できる酒造業者が鳥取県内になく県外に委託加工していますが、本特例措置を活用することにより、比較的小規模で自家製造が可能となります。自家製ワイン等の製造、販売により経営改善を目指すとともに、農業者が酒類製造に参入しやすくなる環境が整い、新たな農業経営の発展が見込まれます。

一方で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の正式発動を見据え、これからの農業は、守りだけでなく6次産業化や輸出促進などによる様々な可能性を追求していく必要があると考えます。

現在、日本酒が世界的にも脚光を浴びつつあり、日本酒の輸出は順調に拡大していますが、国内に目を向けると、ビールや日本酒など消費が全般的に伸び悩む中で、ワインの消費、特に国産ブドウを原料に仕込んだ純国産ワインが注目されているところです。

また、その他の果実を活用した果実酒では、リンゴを原材料とする発泡酒「シードル」が有名ですが、全国的にも、果実を活用した果実酒製造は農産物の加工品開発の一環として積極的に取り組まれているところです。

今回、ブドウ栽培とワイン製造を一体的に進め、併せて、本県に特徴的な農産物である「日本梨」を原料とした果実酒の開発により、地域農業に根付いたブランディングを展開することで、農産物の生産振興、地域の担い手を中心とした雇用の確保及び農地の流動化による地域農業の振興を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地域特産品の開発及び加工品販売による収益増加

生産から加工・販売まで一貫して行うことで、付加価値を付けて売り出すことが可能になるとともに利益率も高く収益増加が見込まれます。

#### 【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成28年度	平成29年度	平成31年度
特産酒類製造事業者数	0件	1件	2件
果実酒製造量	0k1	2k1	3k1
リキュール製造量	0k1	0k1	1k1

### (2) 農業振興と地域活性化

生食用と比較して省力栽培が可能な醸造用ぶどうの生産が拡大することで、経営規模の拡大が図られるとともに農閑期にはワイン醸造作業を行うため労働力の分散にも繋がり経営改善が図られます。また、生食用と比較して栽培管理が比較的容易なことで、担い手や新規就農者等の新規参入や受け入れもしやすくなります。

ぶどう以外の梨などの食材も果実酒やリキュールの原料に用いることで、規格外品の有効利用が可能になるとともに、高付加価値化による農業収益の増加が見込まれます。

また、将来的には、鳥取市・八頭町の地域特産品として育て上げることで地域活性化を図ります。

## 8 特定事業の名称

### 709（710）特産酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（なし、かき、ぶどう、もも、びわ、うめ）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者。

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### （1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### （2）事業が行われる区域

鳥取市及び鳥取県八頭郡八頭町の全域

#### （3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### （4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、区域内の各市町により地域の特産物として指定された農産物（なし、かき、ぶどう、もも、びわ、うめ）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合は、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、6次産業化等の取り組みによる農業者の経営の多角化と農産物の付加価値の向上による所得の向上、さらには特産物を用いた新たな地域ブランドの創出を図り、行政区域を超えた地域農業の振興及び観光客誘致など交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

区域内の各市町は、無免許製造を防止するために共同または単独で制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。